



# 令和4年度 市・府民税の改正

問合せ先 課税課 ☎072-433-7250

### ●住宅ローン控除の特例期間の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例期間が延長され、令和3年1月1日～4年12月31日に入居したかたが対象となりました。

入居した期間	平成21年～令和元年9月	令和元年10月～2年12月	令和3年1月～4年12月
控除期間	10年	13年(注1)	13年(注1・2)

(注1)住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合に限ります。それ以外の場合で、令和3年12月31日までに入居したかたは、控除期間が10年となります。

例：平成25年5月に契約、その後海外赴任していたため入居が令和3年8月。この場合控除期間は10年。

(注2)注文住宅は令和2年10月1日～3年9月30日の間に、分譲住宅などは令和2年12月1日～3年11月30日の間に契約する必要があります。

### ●セルフメディケーション税制の見直し

平成29年1月～令和3年12月まで適用期限の、セルフメディケーション税制が5年延長され、令和8年12月までの適用期限となります。

※令和4年分以後の所得税(令和5年度の市・府民税)について適用されます。

### ●退職所得課税の見直し

令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等は下記の通り変更され、「法人役員等以外(勤続年数5年以下)」が新しく適用されました。

区分	退職所得の金額
法人役員等(勤続年数5年以下)	支払金額－退職所得控除額
法人役員等以外(勤続年数5年以下)	支払金額－退職所得控除額のうち、300万円以下の部分は2分の1が課税対象、300万円超えの部分は全額課税対象
上記以外	(支払金額－退職所得控除額)×2分の1

### ●特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

申告手続きの簡素化の観点から、市・府民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書の市・府民税に係る附記事項が追加されました。

### 固定資産税・都市計画税 第4期分

納期限 1月31日(月)

市税の納付は、銀行などの指定金融機関 郵便局・コンビニでお願いします。 便利で確実な口座振替も随時受付しています。

問合せ先 納税課 ☎072-433-7260



国税庁

確定申告の準備はお早めに！  
問合せ先 岸和田税務署  
☎072-438-1313

確定申告書の作成・送信はパソコン・スマホで安全・安心に！

申告・問合せ先 課税課  
☎072-433-7250  
期限 1月31日(月)

事業者は、毎年1月1日現在の所有資産を申告してください。

償却資産の申告

### 募集 貝塚市住宅マスタープランのパブリックコメントを実施

人口減少社会が到来し、市でも平成24年3月に作成した貝塚市住宅マスタープランから住環境を取巻く状況が大きく変わってきています。そこで、住宅・住環境整備にかかる基本方針や施策の基本目標をかける「貝塚市住宅マスタープラン」を改定するにあたり、広く市民のみなさんからご意見を伺うためパブリックコメントを実施します。

ご協力をよろしくお願いします。

募集期間 1月25日(火)～2月14日(月)

※郵送の場合は必着。

閲覧場所 まちづくり課(土・日・祝日除く)、山手・浜手地区公民館(水曜除く)、市のホームページ

※視覚障害があるかたで閲覧を希望される場合は、お問合せください。

提出方法 住所・氏名・電話番号・意見を記入し(自由様式)、郵送・ファックス・Eメール・持参・ホームページの送信フォームで ※ご意見などは、個人情報を除きホームページなどで公開する場合があります。

提出・問合せ先 〒597-8585 畠中1-17-1  
まちづくり課 ☎072-433-7214、Fax072-433-7079  
Eメール machi@city.kaizuka.lg.jp



ホームページ

### 環境



電池の廃棄方法にご注意ください

電池はたくさん種類があり、廃棄方法も様々です。使い捨てタイプの一次電池(アルカリ乾電池、マンガン乾電池、リチウムコイン電池)、「型式記号CR、BR」は、町会館、公民館、小学校などに設置してある「貝塚市廃乾電池ポスト」に入れてください。

●リチウムイオン電池(モバイルバッテリー、充電式電池など)は、お近くの回収協力店(電器店、ホームセンターなど)にある黄色いリサイクルボックスに入れてください。(社)JBRCのホームページを参照してください。

●空き家無料相談会  
お持ちの空き家を売りたい、貸したい、また空き家の建て替えやリノベーションなどのお困りごとはありませんか？  
専門家である宅地建物取引士、建築士が対応します。  
日時 1月25日(火)午後1時～4時(1組30分程度)  
場所 職員会館2階A会議室  
定員 4組(定員になり次第締切)  
予約・問合せ先 まちづくり課 ☎072-433-7214

